

品川区公式Facebook(フェイスブック)運用要領

制定 平成28年11月 1日

改正 平成29年 4月 1日

改正 平成31年 4月 1日

改正 課長決定 令和8年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、品川区（以下「区」とする。）が開設する**Facebookアカウント**を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **Facebook** : Meta Platforms(メタ・プラットフォームズ)社が提供する、インターネット上の情報発信や交流を通じて社会的ネットワークを構築するサービス(ソーシャル・ネットワーキング・サービス : SNS)をいう。
- (2) **公式Facebook** : 品川区が設置・運用する**Facebookアカウント**をいう。
- (3) **アカウント** : **Facebook**を利用するために取得した権利の総称をいう。
- (4) **コメント** : 他のユーザーの**Facebook**に意見等を投稿することをいう。
- (5) **利用者** : 公式**Facebook**の利用者をいう。

(運営主体)

第3条 公式フェイスブックの運営主体は区とし、運営管理者は戦略広報課長とする。

- 2 アカウント名は city.shinagawa とする。

(アカウント運営主体、運営ポリシー等の明示)

第4条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてアカウント名を、区公式ホームページ上に明示する。

- 2 区は、アカウントの運営主体及び運営ポリシーについて、公式**Facebookアカウント**の基本データ欄に明示する。

(情報発信)

第5条 公式**Facebook**を運営するにあたり、情報の作成、更新、発信は、原則として戦略広報課が行う。

- 2 情報発信の原則は次のとおりとする
 - (1) 区職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令並びに

職員の服務及び情報の取り扱いに関する規定を順守する。

- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意する。
 - (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。
 - (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
 - (5) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。
- 3 個別の返信は行わない。また、公式Facebook以外のアカウントへのコメント及び「いいね」機能の使用は行わない。ただし、運営管理者が必要と認めるものはこの限りでない。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、公式Facebookの利用に際して、次の投稿を行ってはならないものとし、運営管理者は、投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、当該利用者に対し予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 法令等に違反するものまたは違反するおそれがあるもの
- (2) 区または第三者を誹謗中傷するもの
- (3) 区または第三者の肖像権、プライバシー権、知的財産権等を侵害するもの
- (4) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、試行、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する表現や内容
- (8) 虚像や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) その他、区が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(著作権)

第7条 公式Facebookに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、区または現著作者に帰属する。

- 2 利用者は、内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製または転用してはならない。

(免責)

第8条 区は、公式Facebookを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は

- 第三者に損害が発生したとしても、区は一切責任を負わないものとする。
- 2 区は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区の故意または重大な過失によるものでない限り、区は一切責任を負わないものとする。
 - 3 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第9条 その他この要領の実施について必要な事項は、運営管理者が別に定める。

付則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

付則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

付則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

付則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。